

地域福祉活動に携わる方々のために

地域福祉活動 と 個人情報保護



情報化の急速な進展により、平成17年に「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）が施行され、個人情報保護への意識が高まりましたが、一方で個人情報保護に対する間違った認識から「過剰反応」が一部に見受けられるようになりました。

私たちの地域には、子どもから高齢者まであらゆる世代の人や、障害のある人・ない人、国籍が違う人が暮らしています。

誰もが安心して生活を送るためには、災害時の要援護者の把握など、地域における見守り・支え合い活動を進めていくことが必要です。



「個人情報の保護」と「地域福祉活動の推進」をどのようにバランスよく図っていけばよいのでしょうか。



個人情報とは？

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」と、個人情報保護法では規定されています。

たとえば、氏名、住所、電話番号、年齢、性別、生年月日、健康状態などがあげられます。

また生年月日や性別だけでは、特定の個人が識別されませんが、氏名などと組み合わせさせて使用する場合には特定の個人が識別されるため個人情報になります。

また、映像や音声も特定の個人を識別できる場合は個人情報となります。



個人情報保護法の「適用範囲」 (個人情報取扱業者)

個人情報保護法では、5,000人分を超える個人情報を、紙媒体、電子媒体を問わずデータベース化して、その事業活動に利用している者を「個人情報取扱業者」と規定し、法の業務規定の対象としています。

つまり、個人、または地区社協や自治会、ボランティアグループをはじめとする地域福祉活動団体で、5,000人を超える個人情報を取り扱わなければその対象とはなりません。

一方で、地域福祉活動は「人」と「人」との関わりのなかで進められていくものです。お互いの信頼関係がなければ成り立ちません。地域住民や対象者等との信頼関係を築くためには、プライバシーに配慮し、個人情報保護の意味や目的を理解することが求められます。

5,000人



過剰反応

個人情報保護法では、法の目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。個人情報であれば何でも「保護」と言っているわけではありません。「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものといっています。

誰もが安心して生活ができる地域づくりに向けては、地域福祉を進める機関、団体、個人等がお互いに連携・協働しなければなりません。

つまり、個人情報保護と地域福祉活動とのバランスをとっていくこと。法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切なのです。

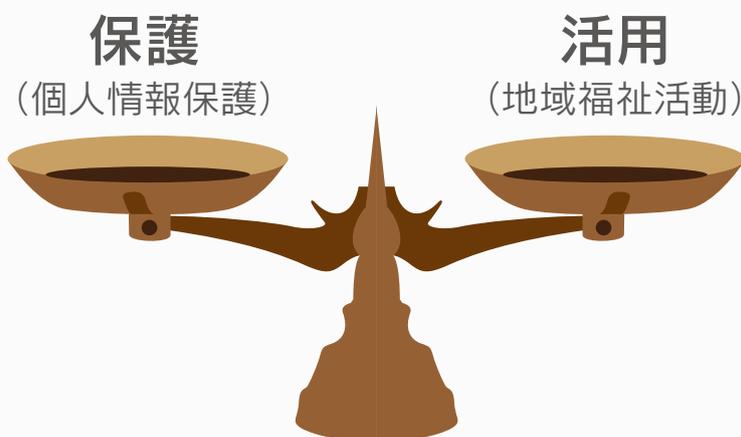
個人情報の保護に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。



「保護」と「活用」のバランスが大切



個人情報の収集

地域で見守りや支え合い活動しようと思っても、「どこに」「どんな人が」いるか分からないということがあります。そこで、こうした情報を集めて名簿を作ろうと思っても、「個人情報だから」と提供してもらえないことがあります。

誰もが個人情報を提供することに不安があります。基本は相互の信頼関係の上に成り立つものですから、個人情報の提供を求める際には次のことに留意しましょう。

- 利用目的、管理方法、利用の範囲、収集する情報の内容、収集する対象の範囲などを決めておきましょう。
- 利用の目的、管理方法、利用の範囲などを、本人に説明し、本人の同意・承認を得ましょう。(口頭・文書)
 - * 相手が納得できるよう、丁寧に説明、確認をしましょう。
 - * 口頭で伝えた場合は、同意した日時、同意の範囲、同席した者の氏名を記録しておきましょう。
 - * 目的外の利用については、その都度本人に確認を行うことを伝えましょう。
- 活動に必要な情報のみを収集しましょう。
- 目的外や想定外の利用は、その都度、本人確認を行うことを説明しましょう。
- 生命・身体・財産に関わる緊急時には、本人の同意なく、第三者に提供することがあることの同意を得ましょう。
- 十分に説明をしても同意が得られない場合には、本人の意思を尊重しましょう。



包括的同意

本人の同意は、個人情報の第三者への提供にあたり、その都度得なければならない訳ではありません。

たとえば、個人情報を取得する際に、その時点で予測される個人情報の第三者への提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。

本人の利益に反する提供はしないことが前提ですが、支援のために、あらかじめ想定される支援の内容や連携を必要とする関係機関や団体等へ必要最小限の情報を提供するということです。

地域福祉活動を進めるにあたっては関係する機関、団体等との連携・協働が大切です。

そのためには、あらかじめどのような機関、団体等と何を共有したいかを把握・整理しておく必要があります。

ただし、当初の利用目的とは異なる利用や、第三者への提供等が発生した場合には、あらためて本人の同意を得る必要があります。

「手あげ方式」「同意方式」

情報を収集する際の主な方法として、「手あげ方式」と「同意方式」があります。

「手あげ方式」は、回覧版やチラシ等の広報手段を用いて呼びかけ、本人からの申し出により情報を収集する方法です。

「同意方式」は、地区社協や自治会、民生委員児童委員など、日頃から関わりのある方が、その対象となる方に直接接して、本人から同意を得て情報を収集する方法です。

「手あげ方式」「同意方式」をうまく活用して情報を収集しましょう。

【参考】要援護者情報の収集・共有方式

〔災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）〕

(1) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

(2) 手あげ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

(3) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。



個人情報の管理

個人情報を提供したということは、提供した相手を信頼してのことです。提供した方の信頼を失墜させないように、収集した情報を適正に管理するため、ルールを作成しておきましょう。

また、情報の漏えい（紛失、盗難）は「うっかりミス」から発生することが多いです。ルールづくりだけではなく、関わる人の一人ひとりが日頃から意識を持って行動しましょう。

- 個人情報の取り扱いのルールや手順書、台帳等を整備しましょう。
- 管理者や保管場所を決めましょう。
- 個人情報の取り扱いに関する研修を行いましょ。
- むやみに持ち出さない、コピーしない、外部提供しないことを徹底させましょう。
- unnecessary になった個人情報は、シュレッダーにかけたり、電子データは完全に削除しましょう。
- 個人情報は、不必要に第三者の目に触れないように保管しましょう。
- 万が一、個人情報の漏えい（紛失、盗難）等の問題が発生したときの手続き等を決めましょう。
- 管理者が変わった場合、引き継ぎをしっかりとしましょう。
- パソコンにウイルス対策等しましょう。



うっかりミスに注意!

個人情報の漏えいや流出のほとんどは「うっかりミス」からです。

- ファックスの送信ミス
- EメールのBCCによる送信ミス
- 廃棄ミス
- 鍵の掛け忘れ
- 書類の置き忘れ
- 原紙を渡す



個人情報の共有

地域福祉活動を進めるうえでは、その対象となる方の情報を関係する機関、団体等と共有しなければ連携は成り立ちません。

一方、このことは、個人情報流出するリスクも高まることもであります。

本人の同意のうえで提供すべき情報を選別し、提供先や提供方法等にしっかりと配慮すれば、トラブルにならず適切な支援に結びつけることができます。

- 第三者に個人情報を提供する場合は、本人の同意を得ている場合に限りましょう。
- 事前に共有する相手を特定しておきましょう。
- 情報の提供には、あらかじめ団体の活動や地域の連携上想定される情報提供の範囲の包括的同意を得ましょう。
- この範囲を超えている場合は、提供について本人にあらためて同意を得ましょう。
- 収集した個人情報をそのまま提供することはせず、その目的や相手の状況により、提供する内容を状況に合わせて選択し、必要最小限の情報を抜粋し、あらためて資料を作成し、個人情報取り扱い等の注意書きを記入しましょう。
- 情報の提供相手に秘密保持の徹底を図るとともに、情報の管理や取り扱いルール等情報共有のルールを決め、勉強会などを行いましょう。
- 個人情報の提供を求められたとき、その利用目的が本人の利益になると判断できるときは、必ず本人に確認し提供するか、本人から連絡をさせるようにしましょう。たとえ善意の場合であっても、原則として本人の同意が必要です。
- 個人や家族の不利益にならないよう配慮しましょう。

緊急時の情報共有

生命・身体・財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合には、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することが可能です。しかるべき機関への緊急通報する必要があります。判断に迷うケースも発生する可能性がありますが、緊急時の対応について、どうすべきか判断力を磨くとともに、話し合っておくことも必要でしょう。

個人情報の「保護」と「有益な活用」の バランスをうまく保ち 地域福祉活動を進めましょう

見守り活動、支え合い活動、また災害時の要援護者の把握のためなど、地域福祉を進める活動には、その対象となり得るであろう方の個人情報が必要となってきます。

また、住民同士、民生委員児童委員、地区社協、自治会、ボランティアグループ、あるいは行政をはじめとする関係機関・団体等がお互いに連携、協働が、今後ますます不可欠となってきます。

地域福祉活動団体のほとんどは、通常、個人情報保護法の義務規定は適用されませんが、プライバシーに配慮する上で、各地域や団体・グループの実情に合わせた取り扱い（収集、管理、共有）のルールを作成し、本人の同意と理解を得たうえで、皆さんで協力しあい適切に取り扱っていくことが重要です。

「個人情報を保護しながら、有益に活用する」。個人情報保護に「過剰反応」せず、各々が個人情報を適切に取り扱い地域福祉を進めていきましょう。



(参考資料)

- 「よくわかる個人情報保護のしくみ」(平成22年1月 消費者庁)
- 「福まち活動の手引き(個人情報の取り扱い編)」(平成22年3月 札幌市社会福祉協議会)
- 「若松区の地域団体活動のための個人情報取扱いの手引き」(平成19年2月 若松あんしんネットワーク 地域活動推進検討部会)
- 「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」(平成18年6月 全国民生委員児童委員連合会)
- 「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」(平成23年3月 山口県社会福祉協議会)
- 「地域福祉の推進と個人情報」(平成22年3月 京都府社会福祉協議会)
- 「地域活動者のための個人情報の手引き」(平成23年6月 横浜市社会福祉協議会・横浜市)
- 「地域福祉における個人情報の取扱いに関する指針」(平成18年9月 神奈川県)

地域福祉活動と個人情報保護 (平成24年3月発行)

神奈川県保健福祉局 地域保健福祉部 地域保健福祉課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111 (代表) FAX 045-210-8857
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部
〒221-0835 横浜市中区鶴屋町2-24-2 TEL 045-312-4815 FAX 045-312-6307